総務常任委員会

平成16年9月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○嶋田 善行 西谷 剛周森河 昌之 小野 隆雄 坂口 徹

2. 理事者出席者

芳村 是 町 長 小城 利重 助 役 収 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美 総 務 部 長 植村 哲男 総務課長 西本 喜一 総務課参事 同課長補佐 黒﨑 益範 吉田 昌敬 同課長補佐 加藤 惠三 企画財政課長 藤原 伸宏 企画財政課参事 野口 英治 同課長補佐 山﨑 篤 同課長補佐 西巻 昭男 税務課長 植嶋 滋継 同課長補佐 同課長補佐 清水 修一 吉村 俊弘 教委総務課長 野﨑 一也 同課長補佐 吉村 三郎 同課長補佐 生涯学習課長 阪野 加藤 保幸 輝男 同 技 師 平田 政彦 同 技 師 荒木 浩司 監査書記 佐藤 滋生

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審查事項

別紙の通り

委員長

開会(午前9時00分)

署名委員 西谷委員、森河委員

委員長

おはようございます。全員お揃いでありますので、ただ今から総務 常任委員会を開きます。会議に先立ちまして町長から挨拶をお受けい たします。

(町長挨拶)

委員長

それでは、本日の会議録の署名委員に、森河委員と西谷委員にお願 いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布いたしておりますレジメに従って会議を進 めて参りたいと思います。

まず始めに付議事案であります、議案第29号斑鳩町町税条例の一 部を改正する条例についてを議題と致します。説明を求めます。

税務課長 まず、付託議案の第1番目でございます。斑鳩町町税条例の一部を 改正する条例についてでございます。まず議案書を朗読させていただ きます。

(議案書朗読)

税務課長

それでは議案書の最後に付けております要旨をもってご説明を申し 上げます。前回の委員会でもご説明申し上げました通り、内容が変わ っておりませんので、簡単にご説明申し上げます。

平成16年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正 する法律(平成16年法律第17号)等が平成16年3月31日n公 布されたことにより、5月の臨時議会において専決処分の承認をいた だきましたものを除き、今回、所要の改正を行うものであります。そ の主な改正内容でございますが、個人住民税では税負担の公平の観点 から、生計同一の妻に対する非課税措置の段階的な廃止。世代間及び 世代内の税負担の公平の観点から、所得税と同様、老年者控除を廃止 するものでございます。また、固定資産税関係では、所有者以外の者 が家屋に取り付けた附帯設備は、償却資産として取り付けた者に課税 するというものでございます。以上簡単ではございますが、斑鳩町町 税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。 ご審議を賜りまして原案通りご承認いただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終りましたので、質疑・ご意見がございましたら、お受けい たします。

(質疑なし)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今上程いたしております斑鳩町町税条例の 一部を改正する条例については、原案通り可決すべきものと決する事 にご異議ございませんか。

委員長

(異議なし)

委員長

それでは、議案第29号につきましては当委員会として満場一致で 可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。説明を求めます。

企画財政

課長

それでは、議案第32号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

議案書朗読)

企画財政 課長 それでは、予算に関する説明書によりまして、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。まず、第9款地方特例交付金ですが、平成16年度減税補てん特例交付金の交付額の決定によりまして、1,030万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税におきましても、平成16年度普通交付税の交付額の決定によりまして8,190万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、10ページでございます。第14款国庫支出金、第1項国庫 負担金、第3目災害復旧費国庫負担金では、去る5月13日の局地的 豪雨により、町道141号線の路肩の一部が崩れる被害が発生しております。今般、公共土木施設災害復旧事業として国の承認を受けられましたことから、公共土木施設災害復旧事業費負担金176万6千円の追加補正を行うものであります。次に、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金では、法隆寺藤ノ木線整備事業にかかる国庫補助金が増額承認されたこと、及び法隆寺門前東側広場整備事業が新たに追加承認されましたことから、都市計画費補助金2,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に11ページでございます。第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金では、在宅精神障害者ホームヘルプサービス事業費の増加にともないまして、県補助金が増額される見込みから、障害福祉費補助金195万4千円の増額補正をお願いするものであります。第17款寄附金では、斑鳩町開発指導要綱の改正以前に開発がございました事業にかかる公共施設整備事業協力金の受入れにともないまして、都市計画費寄附金14万9千円の追加補正をお願いするものであります。

12ページをお開きください。第19款繰越金では、平成15年度決算にともないまして、前年度繰越金1億8,385万3千円の増額

補正を行うものであります。

第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入で、親子環境教室等の環境保全推進事業が、自治総合センターの平成16年度環境保全促進事業助成金対象事業としまして採択されましたことから、雑入として70万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債でございますが、第2目土木債では、まちづくり総合支援事業債で、内容的には法隆寺門前東側広場整備事業が国庫補助事業に採択されましたこと等により2,870万円の増額補正、また、JR法隆寺駅周辺整備事業債では工事期間を延長したこと等により2億5,950万円の減額補正、また、第4目臨時財政対策債では、普通交付税の決定に伴いまして発行可能見込額が確定したことにより180万円の減額、第5目減税補てん債におきましても同じ理由により420万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして歳出予算の補正についてご説明申し上げます。 14ページをお開き下さい。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、住民投票に要します執行経費を計上させていただいております。投票管理者等の報酬、時間外勤務手当等などを合わせまして670万3千円の追加補正をお願いするものであります。次に、第5目財産管理費では、後年度の財源調整に資するために、1億円の財政調整基金積立てをお願いするものであります。また、歳入のところでご説明申し上げましたように、公共施設整備事業協力金14万9千円を公共施設整備基金に積立てるため増額補正をお願いするものであります。

次に、第6目企画費では、市町村合併に関する住民説明会を実施いたしますことから、その会場使用料9万1千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費ですが、性同一障害にかかる性別 記載の削除にともない印鑑登録システムの電算プログラム改修が必要 となりますことから、その経費18万4千円の追加補正をお願いする ものであります。 次に、16ページをお開き下さい。第3款民生費、第1項社会福祉費、第11目障害福祉費では、精神障害者ホームヘルプサービス事業におきまして、サービス利用者が増えており、また併せて利用者の症状の重度化により利用時間数が増加しておりますことから、その事業費260万5千円の増額補正、そして、平成15年度において受入れました身体障害者保護費国庫負担金等の精算にともない、国庫支出金の返還が生じますことから、その償還金148万3千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、17ページでございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、 第9目環境対策費、また次の第2項清掃費、第2目塵芥処理費につき ましては、自治総合センターの環境保全促進事業助成金の受入れにと もない、それぞれ財源補正をお願いするものであります。

次に、18ページをご覧いただきたいと思います。第7款土木費、 第2項道路橋りょう費、第2目道路新設改良費では、龍田西8丁目地 内の斑鳩町土地開発公社保有地について、その一部を町道用地として 買戻しいたしますことから、その必要経費1億523万7千円の増額 補正をお願いするものであります。次に、第4項都市計画費、第7目 景観保全対策事業費では、法隆寺藤ノ木線整備事業にかかる国庫補助 金が増額承認されましたことから、平成17年度に実施を予定してお りました舗装等の工事を前倒しをして実施いたしたいことから、その 事業費860万円の増額補正をお願いするものであります。また、法 隆寺門前東側広場整備事業につきましては、国に補助要望を行ってま いりましたところ、その承認が得られましたことから、工事費4,7 30万円と事務費110万円を合わせまして4.840万円の増額補 正をお願いするものであります。次に、第8目JR法隆寺駅周辺整備 事業費では、周辺整備に伴う土地鑑定委託料及び登記委託料として5 00万円、また、土地の境界確定が必要となりましたことからその委 託料として1,000万円の増額をお願いするものであります。また、 駅北側におきまして、今年度、土地開発公社で用地を取得することと しておりますけれども、国庫補助金協議を行うなかで、その一部を精 算いたしたく、600万円の追加補正をお願いするものであります。 次に、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金では、期間を2年から3年 に延長したことにより平成16年度分の負担金が3億1,731万4 千円減少いたしました。更には、法隆寺駅東側踏切の拡張工事を実施 いたしますことから、その工事負担金3,702万6千円を追加いた しまして、差引2億8,028万8千円の減額補正をお願いするもの であります。

続きまして、20ページでございます。第9款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では、斑鳩西幼稚園におきまして、現在、用務員業務をシルバー人材センターに委託をしております。しかし、委託時間を延長いたしまして円滑な園運営を図るため、委託料37万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費で、先ほど申し上げましたように、町道141号線の災害復旧事業費としまして355万円の追加補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の予算補正から生じました財源2,513万8千円を留保することといたしております。

それでは予算書の6ページにお戻りいただきたいと思います。第2表債務負担行為補正でございます。JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金としまして、法隆寺駅東側踏切の拡張工事費3,702万6千円を追加いたしましたことから、限度額を14億7,021万8千円に増額変更するものであります。次に、第3表地方債補正でありますが、それぞれ所要の限度額の変更をお願いするものであります。それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書の朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政 以上で、平成16年度の斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につい

- 7 -

課長

てのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案 どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終りました。なお、他の常任委員会にかかる補正内容の各事 案につきましては、それぞれ説明、了解を得ているという事でござい ますので、あらかじめご承知をいただいて、ご質疑を受けてまいりた いと思います。

それでは質疑、ご意見のある方はどうぞ。

小野委員

初日にも土地開発公社の報告の中で質問させていただいた事と関連するんですが、18ページ土木費の中の公有財産購入費1億463万7千円という事なんですが、あの時も取得した時点でも、道路の計上取ってたから当然町へ処分すべきだという事で一応の答弁をいただいております。今後そのような事のないように、という事で。それで、もう少し詳しく確認したいんですが、その道路部分の土地は何㎡あって、開発公社が購入した時の時価ですね、それがいくらであって、現在のこの簿価になっているのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

企画財政 課長

まず、土地の面積でございます。取得いたしますのは、406.35㎡でございます。単価につきましては、㎡当たり257,505円、坪に直しますと851,257円でございます。㎡単価にしますと211,746円でございます。

小野委員

あのね、私は今何を聞こうとしてるのか、分からないんですかね。 今度、町の方で購入する1億463万7千円、これに相当する土地を 購入時にはいくらで買ったんですかと。それでね、初日に質疑した時 にどういう答弁したんですか。やはりその時に理事会開いて、道路の 用地だったら町が購入するのが当たり前、処分するのが当たり前だか ら、その時に処分しておけば経費がかかってないでしょと。その事を 言っているんですよ。今、これ、町で購入するという事もその分も税金なんですよ。その認識があるのかどうか言っているのだから、その事を話するために初日の後でそれ位の計算はしてないんですか。どういう事ですか、担当として。

助役

小野議員の初日の時に私もこの件について、お話させていただき、 購入当時にきちっとしていたのであれば、今そんな単価が高くなる事 はない、という事はもちろんだと思います。それまであの地域には4 筆の土地がございまして、面積がちょっとはっきり・・・・。

小野委員

もう結構です。細かい話は後で整理させてもらいます。別にこの補 正予算については必要な経費ですから。ただ、その必要な経費がちょ っとした、今までおいてあったという事で、それだけ負担が増になっ ているという事は事実ですから、それらの事をもう一度認識してもら って、今後の進め方でやっていっていただきたい、そのようにもう一 度申し上げておきます。それと、初日に私がその事で話をしているん だから、総務委員会でもそういう事が出るという事が予測できると思 うんですよ。だからその準備をしておいてほしいなと思います。

助役

小野委員のご指摘はごもっともでございます。私がきちっとしておけばよかったんですけれども、誠に申し訳なく、指摘を受けたのに整理してなかったという事に謝りたいと思います。今後このような事のないようにさせていただきます。

小野委員

それとですね、14ページの一般管理費の上の、住民投票を施行するにあたっての6,703,000円なんですが、これも同じように必要な経費ですので、補正予算で出されている事に何ら異論はないんですが、先日の合併を学ぶ会に参加してる時に、司会者が、こういう情報ももちろんご存知ですので、700万円位は要るんですと。今日は学ぶ会ですが、住民投票には50%条項というのがありますので、

不成立という事だけはしないでおきましょうと。皆さんに声かけをしておられます。当然そうだと思います。税金を使って住民投票をやりますので、そのデーターがノーデーターという形になるという事は、その方がおっしゃったのは、どぶに金を捨てるようなものですから、皆さん投票に行きましょう、という呼びかけをしておられたんです。以前からもこの事については、色々な議員さんからも指摘があると思うんです。それで、その指摘があってから具体的な方策というのは、お示し願えてないんですが、住民運動の方でさえそのように認識されているんですが、当然町としても同じ思いだと思うんです。それについて、まだだと思うんですが、どういう方策を考えておられるのか、今の時点でももう一度お願いしたいなと思うんです。

企画財政 課長

具体的にお示しするところまでは至っておりませんけれども、確かにおっしゃいますように、50%きりますと開票しないという事は確かでございます。そうして考えると経費の無駄遣いという事もございます。本当にできる限りPR、住民周知に努めていきたいと考えております。

委員長

他にございませんか。

特にお願いをしておきたいんですけれども、先ほど小野委員からも言われていますように、町の土地購入とあとの処分の問題については、直轄購入の場合もありましょうけれども、現在問題になっているような関係については、土地開発公社の関係などもあると思うんですよね。購入時点と今日の関係ではかなり地価に差が出てきている。その点についてかなりの差が生じてきている事にもなりますし、利息が重なってくるという事で早期処分の方法を検討するように絶えずお願いしているんですけれども、そういった視点を絶えずやっぱり念頭に置きながら具体的な検討、資料を提示して率直に議員の皆さんにご理解をいただくという姿勢が必要かと思うんですね。何となしに臭いものに蓋をするような形でいきますと、色々と問題が出ますから。しか

も誤解を生んだりする事になりますので、十分その辺についてはご留意をいただきたいという風に思いますので、特に質問者からもご意見ございましたが、私の方からも特に財政の審議をする委員会としてお願いをしておきたいと思います。

他にございませんか。

特にございませんね。

それでは付議事案の第32号の補正予算につきましては、原案どおり可決すべきものと、当委員会では決する事にご異議ございませんか

(異議なし)

委員長

それではそのように決定をいたします。

それでは続きまして審議を進めて参ります。議案第36号奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第37号奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、議案第38号奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、はご承知のように新庄町と當麻町の合併に伴います組織、規約の改正に伴うものでありますので、一括議題として取扱いをして参りたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

よろしいですか。

それではご承認をいただきましたので、議案第36号、37号、38号を一括議題として提案説明を受ける事にいたします。説明を求めます。

総務課長

それでは付託議案、議案第36号、議案第37号、議案第38号に つきましてご説明を申し上げます。その前に3つの議案書を朗読させ ていただきます。

(議案第36号~38号 朗読)

総務課長

この3つの議案につきましては、先ほど委員長のお話にもございましたように、平成16年9月30日で合併により、新庄町及び當麻町が廃され、その区域をもって葛城市として平成16年10月1日から設置されることから、議案第36号から38号に掲げております、奈良県市町村会館管理組合、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合、及び奈良県市町村職員退職手当組合の3つの一部事務組合において、その組合を組織する地方公共団体の数が2町廃止1市追加となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、並びに、この合併により、議案第37号、議案第38号の奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合におきましては、それぞれの組合規約の中で、議会の議員定数及び組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び別表第2の改正も行うことから、それぞれの組合における規約の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。 何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認を賜りますよ うよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終りました。質疑、ご意見がございましたらお受けいたしま す。

小野委員

議案第37号の中での、中の規約の一部を改正する規約で新旧対照表を見ているんですが、これは市のほうへ変わっていくという事です

ね、この書き方だったらね、葛城市が当然ね。だけど前の対照表では 、別表第1の中で葛城市というものが入ってくるように見えるんです けどね、こういうのは、市は市で別表を作っておられるという事で理 解してよろしいんですね。だから、この今の新庄町、当麻町が入って いる、私達の斑鳩町も入っている別表第1からは削除して、市は市で 別表できているんですかね。その辺ちょっと理解しにくいんですけど

総務課長

この、市町村非常勤職員公務災害補償組合の方で別表第2の方で従来町村ばかりが組織しておった選挙区が8区ございましたが、新たに葛城市が出来ましたことで、市の選挙区を1つ設けまして9選挙区として、市を1つ単独で区分を設けていくという事です。新旧対照表の裏にその選挙区がございまして、新たに1つ市として区分されると。市につきましては他の現在ございます10市につきましては、この事務組合に入っておりませんで、葛城市だけが新しく1市追加になったという事で市の区分をもう1つ増えたという事でご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 他に

他にございませんか。

それでは、3議案につきましては、新庄・當麻町の合併に伴って葛城市になるという事に伴う組織変更並びに規約の変更等でございますので、ご了承いただいておきたいと思います。従ってこの問題につきましては提案どおり可決すべきものと決する事にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それではそのように決定をいたします。

それでは続きまして請願第1号郵政事業の民営化に反対を求める 決議の意見書提出に関する請願を議題といたします。まず始めに請願 文書について事務局長から朗読を頂きます。

事務局長

まず、請願文書表を朗読させて頂きます。

(請願文書表朗読)

事務局長

請願内容を朗読させて頂きます。

(請願内容朗読)

事務局長

意見書案が添えられておりますので、案につきましては省略させていただきます。よろしくご審議の方お願い致します。

委員長

朗読が終わりましたが、合わせて請願でございまして紹介議員が森 河議員と木田議員、吉川議員の3名になっております。あらかじめこ の紹介議員に本日の会議の出席についてのご意向を確認をいたしま した。結果、委員の中に森河委員がおいででございますので、一切森 河委員に一任をするという紹介議員のご意向を確認した上で本日開 いております事を予めご了承いただいておきたいと思います。従いま して、紹介議員として森河議員から請願についての説明を求めます。

森河委員

先ほど局長から読み上げていただいたように、請願書という事で清水勇さんから出ました。その中で紹介議員が私と木田議員、吉川議員の3名によってこれを受け入れたわけでございます。この中に私といたしましても若干文面その他において、ちょっと腑に落ちない点もございますので、私から今までの例よりも、皆さんにここで、総務委員の皆さんにご相談申し上げ、だいたい皆さん方の合意を得られるような方法を取ってあげたいと思いますので、委員長その点で1つよろしいように諮っていただければありがたいなと思っております。私といたしましては請願書にありますように、このままでいくと議員皆様方

に対して賛同しにくい議員さんもございますので、ちょっとここで休憩をとって頂いて、委員長あるいは委員皆様方の同意を得られるようにお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長

請願第1号を議題にして事務局長から朗読、並びに紹介議員からのご発言もございましたが、紹介議員のご発言ではできるだけ皆さんの理解を得たいということで、休憩してでも調整をお願いしたいという事でありますが、その事を念頭に置きながら、まずこの請願についての質疑、ご意見等を若干お受けした上でそのような措置の必要があれば取って参りたいと考えておりますので、1つご了承いただいておきたいと思います。それではその事を前提として各委員からの質疑あるいはご意見をお受けして参りたいと思います。

西谷委員

9月10日に閣議決定して、郵政の民営化は閣議決定されました。 それ以降新聞あるいはテレビ等で郵政民営化については非常に活発 な報道がされております。私も色々勉強する中で一番分かりやすい記 事を紹介して、皆さんと議論する中で一定の認識をしていただけたら いいのかなという事でちょっと紹介したいと思うんですが、これはナ カタヒロシと小泉首相の対談の内容であります。郵政民営化問題とい う事の中で、自民党の支援団体の中でトップは特定郵便局長、という 事で、小泉首相が全国で18,000人いる特定郵便局長が自民党員 を20万人以上集めて、自民党の支援団体の中ではトップです。選挙 の票も全国で100万票集めています。1選挙区当り平均3,000 票くらいある。それだけの票を動かす組織は非常に魅力的です。一位 でないと当選できない選挙区で増える票が見えない反面、まとまった 票を持った組織が逃げると確実に何千票か何万票か減ります。減る票 ばかり考えてその票の嫌がる事は言えなくなるわけです。という事に 対してナカタが他の利益団体の場合、自分達の利益になるから選挙を 応援するという事はありません。しかし、郵政は民営化を唱えている 人を目の敵にしてあいつを落とせと活動する。郵政は非常に堅い繋が

りがありますね。これに対して小泉は、特定郵便局長としての身分が 無くなる。今までの既得権がなくなる。だから反対する。けれども民 営化してどういうプラスがあるかはまだ民営化していないから分か らない。分からない不安定な票を当てにするよりも、確実に目に見え 、組織で応援、選挙を応援してくれる団体に支援を頼む議員が自然に 多くなります。これに対してナカタが、郵政民営化問題では小泉さん が会長の研究会に私も加わっているわけですが、若い議員の中には本 音は賛成だけれども、地元秘書から懇願されて今は研究会に入れない という議員もいっぱいいます。民営化すると過疎地の郵便局を廃止さ れると言われますが、先日ヤマト運輸関係者を招いて研究会をやった 時、郵便局が過疎の村から撤退したら、私達民間は喜んでそこでやり ますよ。郵送業は全国ネットだから信頼があるんです。それを儲から ないから扱いませんではそれだけ信頼がなくなると言っていました。 むしろ民間がやる気があるのに、参入させられないのが問題なんです 。というのがこれに対するもの。それと2つ目が、民間企業が税金を 払い、郵便局は税金を払わないという事があります。小泉がある地域 では特定郵便局がなくなったりコンビニ化したりするかもしれない。 でも住民の所に来たハガキが配達されない、という事は絶対あり得な い。必ずそれに変わる民間が出てきますから。全国には18,000 の特定郵便局、17万の郵便ポストがありますが、ヤマト運輸の取引 店だけでも27万件です。今郵政省の職員は約30万人、ヤマト運輸 は7万人です。それが同じような仕事をしている。国鉄や電電公社は 民営化後も職員がかなり減りました。この面では今の郵便局職員がそ のまま職員として残る事にはならない。だから反対しているのは分か る、しかし国民全体の事を考えると民営化はどれ程プラスになるか、 なる事か。サービスの提供は基より民間業者は税金を払う、郵便局は 税金は払いません。ちなみにここで言っている、試算されているんで すが、実際には郵政が民営化になって2兆円の収益があるとすると、 8千億の税収が見込めるという事であります。ナカタがそこなんです よ、公の仕事はあくまでも民間活力を引き出す。あるいは民間の補完

をしていくという事です。公と民間は同じ条件では競争はできません 。公は税金を払っていないが、民間は税金を払ってくれるわけですよ 。クール宅急便をヤマト運輸が始めた。これは民間がアイデアを出し 、宅配の車に冷蔵庫をつけるなど、莫大な設備投資をして開発した商 品です。それに対して国営事業は後からチルド郵パックを出しました 。こんな失礼な国はない。国鉄の場合サービスは悪かったが、郵便局 員さんはむしろ公務員の中では極めて勤勉だ。だからこそ舵取りを間 違うと国の活力をなくしてしまう。民間が国の活力の中心だと言う価 値観を常に持たなければなりません。それと3つ目が、郵貯の利率が いいのは、利子を税金で払う仕組みがあるから、という事があります 。小泉が民間は研究開発費、冷蔵庫、冷凍庫などの設備投資は全部自 分の金です。郵便局は設備投資に税金を要求してくる。しかも民間が 既にやっていて、郵便局がやらなくてもいいものをやろうとする。企 業が発展してこそ税収が上がるんです。企業の足を引っ張って税収を 上げさせない。同じ仕事をやって税金を払わない。こんな役所の仕事 が増えれば増えるほど我々は更に税金を払わなくてはいけない。この 点をよく考えていただかないと、と小泉首相が言っています。それに 対してナカタが、郵便、郵便貯金、簡易保険の郵政3事業は皆民間と 競合している。郵便は運送会社、貯金は銀行、簡保は生命保険会社、 郵貯の利率がいいのは利子を税金で払う仕組みがあるからです。郵貯 から特殊法人などに貸出しているが、特殊法人は赤字なので返せない 。それを税金で補てんしている。税金で利率の上乗せしているんです 。第一勧業銀行、日本興業銀行、富士銀行が合併すれば総資産は14 1 兆円、世界最大の銀行になりますが、郵貯の総資産きんりょうは何 と251兆円です。世界最大の銀行よりも100兆円も多いお金が集 中しています。民間の活力とどちらが重要か、なぜ不景気なのかよく 考えてほしいというのは、今出てまして、非常に今の郵政民営化を考 える上では非常に分かりやすい冷静な資料かなという事で私は思い ました。それで実際に言ってますように、もう9月10日に閣議決定 がされまして、2007年の4月に民営化が始まり、政府の100%

の持ち株会社ができます。そして2017年3月までには、完全民営 化という事で路線が決定しているわけです。その中で私が思うのは、 ここにも書いてますが、官は民の補完に撤するべきだと思う。民間が できるものは民間に任すというのは今の時代の流れではないか。それ と、郵政民営化をずっと20数年やってきた、唱えてきた小泉首相を 首相にして、今は色々自民党の中でも意見があるようですが、実際に はもう閣議決定されて路線は引かれていると思いますし、やっぱり問 題なのは公社公団の郵貯あるいは簡保の資金が財政投融資、今は財投 債という形になっているんですが、それで流れて結局無駄な公共事業 に使われる。それに対してそれを止めるんだという事が構造改革の本 丸ではないかと私は思うんです。今現在大蔵省でも30兆円のうち、 12兆9千億が郵政公社のお金が財投債という形で特殊法人を通じ て公共事業に使われている。あるいは国債残高の140兆円という、 だいたい約4分の1くらいが郵貯、簡保に使われている。これは実際 国債の発行残高の750兆円からすると、国民一人当たりに直します と、550万円位になります。これが実際には無駄な公共事業を増や し、国民に結果として後年に国民の負担を増やす事になるのではない かなという風に思いますので、是非ともこういう分については私は今 の路線に従った形で民営化は当然やるべきだと思うんです。

小野委員

西谷委員が長々とおっしゃいました。私は今この請願を上程されまして、委員長も色々取り計らいをしていただいているという事で、最初に紹介議員の中で、この委員会の森河議員に他の2名から委任がされていると、委員長からの報告もございましたし、森河議員も紹介議員として文面的に少し、合意ができる文書でまとめてもらいたい。当然紹介議員ですから、請願者にもその旨を了解の上で紹介議員になられていると解釈しますので、私はその表れがこの請願書で見させていただいた時に、請願要旨の題として「民営化に反対を求める決議」として、反対という事が出てきて、その内容としては今のまま、公社形態がされるよう、民営化に反対だという文という位に私は読み取った

んです。西谷委員もそのように思っておられると思うんですが、同じように付いてきてる今度は意見書の案にははっきりと郵政民営化に関する意見書という題に変わって、中に少しそういう事も書いてありますので、この点が先ほど紹介議員である森河議員から合意のできる文面にしていただければ結構だと、そういう申し入れがあったと、私は理解しておりますので、委員長のお取り計らいで休憩をとっていただいて、纏めてもらって、それで意見書を、その意見書を検討していただいて、纏めてもらって、それで意見書を、その意見書を検討していただいていく方がいいのかなとそのように思いますのでよろしくお願いいたします。

西谷委員

小野委員が言われましたけど、例えば請願でですよ、意見の擦り合わせをしたとしても、恐らく請願の趣旨というのは、郵政事業の民営化に反対を求めるという事でしょ。それを取りまとめをしてですよ、郵政の民営化を反対ではないというような意見書を、逆に言ったらこの請願の趣旨と合わなくなってくる。そしたら、私は中で意見調整というのは、どういう意見が文書として出るのか分かりませんが、民営化を反対しないんだという意見書だったら私らは賛成もできますけれども、民営化を反対するという事を言ってたら、私はその取りまとめの玉虫色の意見書というのは出来ないのと違うかな、どっちともとれる意見書というのは逆に意味がないのではないかな。

委員長

他にご意見ございませんか。

この請願についての焦点というのは、請願書の内容と意見書の関係についての、表題そのものから変わってくるという事がありまして、請願の趣旨というものを活かしたものとしなければ、請願の価値というものがなくなってくる。請願の趣旨を活かすとすれば、意見書の関係についてはどこをどうするのか、というのが焦点になってくるという風に思うんですよね。そういった意味合いでかなりこの取扱いについても、意見書案と請願云々の関係が多少こう、どういう風に調整をしていったらいいのかなという所の問題があるような気がいたしま

すので、十分この辺については、どう我々が委員会として位置付けるをするかどうか、という事が一つの課題になってきているように思うんです。そうした意味合いで、この点が調整ができるのかできないのか。あるいはどういう風に考えたらいいのかという事について、多少ご意見を聞きたいと思いますので、それぞれのご意見についてはやっぱり休憩をして、色々と意見交換をしてみる事の方がより実質的な議論ができるのではないかな、という風に思いますので、若干休憩をして意見調整が図れるかどうか、具体的な取扱いについてどうすべきか、という事についてご相談をしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか、よろしいですか。

(了 承)

委員長

それではそのように処置をしたいと思います。それでは暫時、別室において取扱いについてどうすべきかという事についてご協議をするために休憩をいたします。理事者の皆さんには、改めて連絡しますから自室の方で待機してください。

(午前10時02分 休憩)

(午前11時48分 再開)

委員長

それでは再開いたします。大変お待たせをいたしました。

請願の取扱いについて色々と議論をいたしました。今日まで時間が経過致しましたのは、簡単に説明致しますと請願が郵政事業の民営化に反対を求める決議の意見書を提出、という風になっていますし、内容的にもそういった事が列挙されているわけでありますけれども、添付されております意見書については、民営化に反対するという表題がありません。いわゆる郵政民営化に関する意見書という事になっています。そうした事から請願書と意見書との面についてどう理解をすべきなのか、という事と、合わせて一方では民営化反対、あるいは民営

化について今日進められているという状況などから見て、一体委員会 としてどう対応すべきなのか、請願である場合には採択・不採択の2 通りしかないのではないか、だからこの点をどういう風に理解をし、 お互いの意志を統一したらいいのか、等などの議論が真剣に交わされ ました事から、時間を経過したわけでございますけれども、最終的に 私どもといたしましては、請願者の気持ち等も十分に配慮をする中で 、委員会として責任をもってできる限りその内容について纏める努力 をしたい、という事で今日に時間をかけて協議いたしました結果、お 手元に配布をいたしました郵政民営化に関する意見書として、纏め上 げる事にいたしました。この内容につきましては、委員会はもちろん でありますが、請願をされた請願者の皆さん方にもご同意をいただい ている内容でもって仕上をいたしましたので、ご理解頂いておきたい と思います。従いまして、お手元に配布いたしました郵政民営化に関 する意見書を本委員会として纏め上げ、本会議に提出をする手続きを 取るという事について、休憩中に確認をいたしましたが、そのような 取扱いを委員会として確認をしたいと思いますがよろしいですか。

(了 承)

委員長

それではそのように取扱いをして参りたいと思います。なお、この事によりまして、請願につきましては、色々と提出の時期の問題、あとその後において政府の取り組みの状況、その他色々状況の変化と言いましょうか、そういった事もございますし、更に内容的に多少議論があった事も事実でありますので、取り扱いとしてはみなし採決という事にならざるを得ないわけでありますけれども、一部請願の内容について、一部採択という事の取扱いを、みなし採択という事にならざるを得ない、こういう風に取扱いについても合わせて確認をいたしましたので、この点についても取扱いについて間違いのないように配慮してきたという風に思っております事を申し添えておきたいと思いますが、よろしいですか。

(了承)

委員長

それではそのようにお願いをしておきます。なお、この関係の提案の関係については、従来ですと総務常任委員会全員の署名でもって提出する事にしておりますが、今回は、全員の提案ということではなく、一部の委員については提案者になる事については、一応控えたいという面もございますので、しかし採決の際にはこの意見書については同意をするという確認を致しておりまして、できるだけ委員会全体の纏まりという事を重視した結果でありますので、その点についてもご留意をいただいておきたいと思います。

以上でもって、郵政事業の民営化に反対を求める決議の意見書提出 に関する請願の審査を終わりたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、以上の結論をもって終わることにいたしたいと思います

それでは、本会議からの付託事案につきましては以上の通りで審議 を終わる事にいたしまして、次に継続審査事案に移っていきたいと思 いますがよろしいですか。

(了 承)

委員長

それでは、継続審査事案の、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。説明を求めます。

生涯学習 課長

それでは斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。まず1つ目でございますが、史

跡藤ノ木古墳の整備に関することについては、斑鳩町における歴史的 史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてでありますが、ま ず、史跡藤ノ木古墳の整備に関しましてご報告いたします。前回の委 員会でご報告いたしました通り、石室整備についてのご検討をいただ くべく、現在整備検討委員会を、10月下旬頃の開催を目指しまして 委員の日程調整と資料の作成に取り組んでいるところでございます。

2つ目でございますが、史跡中宮寺跡の発掘調査についてでございます。6月から実施しております中宮寺跡の発掘調査についてご報告いたします。今回の調査は現在広場となっております旧中宮寺池におきまして、遺構などの概要を確認するために行いました。中宮寺は塔、金堂が南北に並ぶ大阪の四天王寺と同じ建物配置をしていた事が分かっており、現在も塔、金堂の基礎の跡が竹薮となって残っております。この事から塔の前には中門、中門から東西に伸び、塔、金堂を囲んでいた回廊が存在する事が予想されています。この事により、今回の調査では中門推定地、回廊推定地、またこれまでの調査で掘立柱塀などの遺構が見つかっている寺域の東南の隅に近い東側におきまして調査を実施いたしました。資料1-1に示させていただいております。ご覧いただきたいと思います。この中で4ヵ所の調査を行っておりますが、調査の概要等につきましては担当いたしました荒木の方からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

生涯学習 課技師 それでは発掘しました主なものにつきまして、ご説明いたします。 まず資料の写真1でありますけれども、第1調査区と書いております 東南隅で実施いたしました調査から、写真2、写真3のような形で遺 構が検出しました。

まず、写真2でありますけれども、須恵器と呼ぶ灰色をした土器が、環形で二個体出土しております。そしてその下写真3でありますが、こちらでは土師器と呼ぶ素焼きの環形の同じような土器が出土しております。共に口を上に向けておりますので、意識的に埋納された可能性があります。時期につきましては共に7世紀の前半のものでありま

す。

続きまして左上の写真4でありますけれども、これも同じ第1調査区から出土しました井戸状の遺構であります。中には大量の瓦をはじめとした遺物が出土しておりまして、飛鳥時代から室町時代という長い年月の間の遺物が出土しております。中宮寺は江戸時代前に現在の場所に移っていると考えられておりますことから、この遺構はお寺の廃絶に伴いまして、廃棄された井戸の可能性があります。この他にも、7世紀後半の遺物を含んだ溝や方形の穴などがありますが、これらの遺構についてはそれぞれ単独で存在する事から、建物や塀などにまとまるという形では現在のところではありません。

続きまして塔の南側、第4調査区と書いておりますけれども、中門推定域で発掘した調査区からは、まず写真5が全景写真でありまして、これは北側、塔の側から撮っております。写真では少し見にくいですけれども、この写真の中の右下の方に南北方向に溝があります。この溝についての解釈の1つといたしましては、塔の建設に伴いまして、掘削された排水溝の可能性が考えられます。このような遺構は創建の法隆寺である若草伽藍や桜井市の吉備池廃寺などからも排水溝が見つかっております。

今回の調査では、中門や回廊などの主要な建物を確認することは残念ながら出来なかったわけでありますけれども、それについては、池の掘削に伴って削られてしまった可能性があります。ただし、始めの方にご説明いたしました7世紀前半代の遺構がいくつか見つかりました東南隅については、若干ではありますが遺構が見つかっておりまして、これについては、中宮寺の創建や廃絶に関わるものが考えられております。これにつきましては、中宮寺池が土手を築いて水を溜める、いわゆる皿池という形態をしております事から池の内部をそれ程掘削しないという事でこの東南隅については遺構が残った可能性があります。

この調査におきまして出土しました遺物は、コンテナ、遺物箱におきまして約70箱程度があります。その大半は瓦であり、その他には

土器や木製品などが若干あります。現在整理中であり、現在までのところ、飛鳥時代の屋根を飾っておった鴟尾の破片や唐草文をヘラ描きした瓦など、これまでの調査ではわずかしか出土していない貴重なものもその中には含まれております。

発掘調査の方は昨日、14日終了いたしました。今後については、 今回の調査結果をもちまして、補助金による買上げの分を含めまして、 県や文化庁と協議を進めて参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

生涯学習 課長 それでは続きまして3番目といたしまして、その他の文化財調査についてご報告申し上げます。まず、前回の委員会におきまして、調査着手のご報告をさせていただきました法隆寺境内の北方におけます、防災塀等の設置工事に伴う発掘調査についてでありますが、その後調査が進みまして、火葬墓を検出いたしております。当該墳墓の埋葬者は奈良時代の法隆寺の寺僧である可能性が高く、貴重な調査例となりますことから、各方面の研究者の現地指導を得まして、慎重に調査を進めております。この調査の概要等につきましては資料1-2で表しておりますが、後ほど担当の平田の方から説明をさせていただきたいと思います。

次に、法隆寺門前の東側広場整備に伴います発掘調査につきましては、前回報告いたしました通り、9月13日より発掘調査に着手しております。当調査におきましては、これまで県立橿原考古学研究所が発掘調査を実施してまいりました門前調査地の東側隣接地になりますことから、7世紀の河川跡が検出されることが予想されておりまして、当該遺構からは法隆寺西院創建や斑鳩寺焼亡に関連する貴重な遺物などの出土が期待されているところでございます。

それでは先ほど申し上げました資料1-2に基づきまして、法隆寺 境内北方の防災塀について、調査概要について平田の方からご説明申 し上げます。 生涯学習 課技師

資料1-2の写真をご覧下さい。調査区全景という所が出ておりま すけれども、これは100mの試掘した最後の部分の13m区域の部 分の写真であります。その右隣に出ておりますように、真ん中に方形 の四角い火葬墓が検出できております。これは1辺36cmですので、 1尺2寸という寸法であります。これは、木の棺の中にぞう骨器と言 って、骨を入れた壷を入れた後、火葬に付した時の炭と灰を充満させ て埋めているという状況です。それの右前方にも赤い部分が見えてお りますけれども、それを拡大したものが下の火葬墓2というものです。 これは土師器と呼ばれる赤い素焼きの土器の中に火葬骨を入れている というような状況です。この他にもあと1器でておりますので、この 周辺からお墓と呼べるものが3器出ているわけです。そしてお墓の域 ですけれども、たぶんこの真ん中の四角い棺の中に葬られたであろう 人物の周辺に、それらに友誼的な関係のある方々が以前に火葬に付さ れてたものを、納骨、というか骨を置いておいて、そしてこの真ん中 の中心の方が亡くなられた時に同時に埋葬されているという状況が、 発掘調査の結果推定されます。という事から、こういう奈良時代の、 たぶん法隆寺に関ると思われるお墓でありますけれども、そういう墳 墓の形態としての調査事例としましては、長らく日本考古学の中でも 調査はされておりますけれども、これほど見事に検出された例はなか なかございません事から、各方面の研究者に色々ご指導を得ながら、 現在このお墓の掘り下げる調査方法等を検討しながら、今月下旬位を 目途に調査を完了したいと考えております。以上であります。

生涯学習 課長

それでは以上で斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査・整備保存 に関することについての報告を終わります。どうぞよろしくお願い申 し上げます。

委員長

継続審査事案についての審議中でありますが、ちょっと時間も経過 しているんですけれども、1時30分から別の委員会が予定をされて おりますので、このまま続行してですね、ちょっと昼食時間遅れます けれども、ご協力のほどお願いをしておきたいと思います。

それでは、ただ今説明がございました継続審査事案についてご質問、 あるいはご意見ございましたらお受けしたいと思います。

現況報告を受けたという事で終わらせていただいてよろしいですか。

(了承)

委員長

それではそのようにしてまいりたいと思います。

それでは継続審査事案の審議を終了いたしまして、3番目の各課報告事項についてをそれぞれ順次ご説明していただく事にして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長

それでは各課報告事項(1)投票日における投票開始のサイレン吹鳴の廃止についてでございます。

投票日当日に、午前7時に投票開始を、また午後8時に投票の終了をそれぞれ選挙人に知らしめるために、斑鳩町選挙管理委員会では、投票開始と投票終了の時刻、いわゆる午前7時、午後8時にサイレンを吹鳴してまいりました。しかし、このサイレン吹鳴について、日曜の朝早くから吹鳴するのはやかましい、子どもがびっくりして泣いた等で、昨今、鳴らさないで欲しいとの苦情が近隣住民の方々から寄せられるようになりました。サイレン吹鳴の法的根拠はないわけでございますが、今日まで奈良県選挙管理委員会の指導のもと、投票開始や投票終了の時報として選挙人に周知するという目的でサイレンを吹鳴して参りましたが、今回、サイレン吹鳴について今一度考え直すよい機会としてとらえ、選挙を執行する町選挙管理委員会といたしまして、再検討を行うことといたしました。そして選管での検討の結果、昨今、選挙人の家庭におけるテレビやラジオの普及により、時報は容易に認識できることや、近隣市町村の状況等を見るなかでは、サイレンの吹鳴を止めている市町村も複数あり、今日までの生活環境の変化、現状

等を考えてみますと、サイレンの吹鳴については特段の必要性もないものと考えられ、次回の選挙等から投票開始時及び投票終了時のサイレンの吹鳴については廃止することとされました。なお、住民への周知につきましては、広報誌等により、サイレンの吹鳴の廃止について周知をしてまいりたいと考えております。議員皆様方には、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。

総務課長

それでは各課報告事項の(2)電子投票の体験デモにおけるアンケート調査結果についてでございます。お手元の方に資料2として電子投票模擬投票体験アンケート結果をお配りさせていただいております。このことにつきましてですが、電子投票については、地方選挙で電子投票を導入するため、平成13年11月30日に公職選挙法特例法案、いわゆる電子投票法案が成立し、当町におきましても、議員皆様から導入に向けて調査研究をしてはどうかとのご意見も賜り、今日まで、先進地等視察を行い、動向も伺う中で検討して参ったところであります。また、選挙人のご意見も参考にしたいと考え、電子投票普及協業組合のご協力を得まして、本年7月に行われました参議院議員通常選挙の期間中に電子投票のデモンストレーションを行い、その際、実際に電子投票機に触っていただき、模擬投票の体験をしていただき、アンケートの記入もお願いをしたところであります。そのアンケート結果につきまして、選挙管理委員会にもご報告を申し上げましたが、ご報告をさせていただくものであります。

お手元の資料No2「アンケート結果」をご覧いただきたいと存じます。実施期間は、本年6月25日から7月10日までの16日間、場所は役場1階の正面ロビー、回答者は87名でございました。アンケート結果としまして、電子投票を知っていた人は45人で回答者の51.7%、操作がしやすいと答えた人は、75人で86.2%、将来、電子投票システムを使ったほうがいいと応えた方は、72人で82.8%でありました。その他にご意見としまして、トラブルや電子

投票機器の信頼性への不安等のご意見もいただいたところであります。いずれにいたしましても、現段階では、費用対効果の問題や、機械のトラブル回避等、また、地方選挙でしか導入できないなど、課題も少なからずあるところから、現段階では、次の地方選挙から導入するという結論を出さず、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。また、先の一般質問でもお答えしたところでございます。何とぞ、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

委員長

それでは(1)の投票日のサイレンの関係と(2)電子投票の関係 について質疑、ご意見ございましたらお受けしたいと思いますが、ご ざいませんか。

(質疑なし)

委員長

それでは報告を受けたという事で留めておきたいと思います。

次に(3)斑鳩町立町民プールの利用状況について説明をいただきます。

生涯学習 課長

それでは町民プールの利用状況についてご報告申し上げます。今年度の町民プールの開設期間中につきましては、7月1日から8月末までございましたが、7月中の好天が続きまして、昨年度と比較いたしまして、大幅に利用者が増加しております。資料の3でございます。資料3の一番下、延べ人数、15年、16年の比較を見ていただければよく分かると思います。入場者総数は6,699人でございまして、昨年度5,804人と比較いたしまして895人、15.4%の増加となっております。内訳といたしましては大人が2,104人で前年度に比較して285人、15.7%の増。それから小人につきましては4,595人で前年度と比較いたしまして610人、15.3%の増加となっております。また、管理運営につきましても期間中事故も

なく、無事に最終日まで運営できました事について、担当課として大変喜んでいるところでございます。非常に簡単ではございますが、これで町民プールの利用状況等についての報告を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりました。質疑ございますか。

(質疑なし)

委員長

ございませんか。

それでは報告を了承する事にしたいと思います。 その他の関係についてございますか。

教委総務 課長

開会冒頭の町長のご挨拶にもありましたように、レジメには挙がっ ておりませんけれども、河合町小中学校におけます食中毒にかかりま す、町の対応についてご報告をさせていただきたいと考えております。 9月6日に発生し、9月7日河合町の小中学校で児童生徒が食中毒の 疑いがある症状を訴えていると発表され、原因物質の特定は9月13 日以降になるという事でありました。これを受けて教育委員会といた しまして河合町で納入されている食中毒の疑いのある給食の食材につ いて、9月9日に河合町と同じメーカーを納入予定の食材につきまし ては、メーカーを変更して納入する事とし、また、献立の変更もし、 対応してきたところです。その後、13日に奈良県学校給食会より通 知がありまして、葛城保健所において検食、及び食材中のパンから検 出された食中毒菌と生徒の検便から検出された同一の物、サルモネラ 菌である事から、東洋ベーカリーが製造したパンを食中毒の原因食品 と断定し、東洋ベーカリーに対しまして、9月13日から18日の間 営業停止を命じられたところでございます。パン及び米飯につきまし ては奈良県学校給食会の調整によりまして、13日から18日までパ ンの納品について、他のパン業者に変更させていただいたところであ

ります。なお、米飯につきましても東洋ベーカリーより納入しており ます事から、営業停止期間中は他のパン業者によるパンに変更いたし たところでございます。いずれにいたしましても、2次感染の防止の ためにも、消毒等の徹底の指導を行いまして今後とも子ども達に安全 な給食を提供するように努めて参りたいと考えておりますのでよろし くお願いしたいと思います。

委員長

報告が終わりました。質疑ございますか。

西谷委員

新聞の記事読んだだけなんですけど、確か東洋ベーカリーというの は、以前にも食中毒の事件があったように聞いておるんですがその辺 は事実ですか。

教育長

ちょっと時期は私、記憶ないんですが、以前にそういう事実があっ たという事は連絡で聞いております。

西谷委員 そういう事でしたら例えば今後、今は別の業者からやっているとい う事なんですが、業者を変える、変えていくという考え方はあるんで すか。

教育長

県の給食会の指定業者でございまして、その中で斑鳩町の場合、地 域的なもの、あるいは輸送の時間、そういうものもいろいろ考慮する 中で、子ども達に温かいものを提供できるという事から、これまで東 洋ベーカリーが指定されてきたわけでございます。そうした事につい ても今後また十分検討して参りたいと思います。

委員長

他にございませんか。

それではただ今の食中毒事件についての報告を終わっておきます。 他に。

企画財政 課長 大字龍田財産区に係る建物収去土地明渡請求事件につきまして、8 月の総務常任委員会でも、裁判の状況のご報告をさせていただきましたが、その後の状況につきまして、少しご報告をさせていただきたい と思います。

去る9月8日でございますけれども、被告代理人より裁判官に対し、和解条件を提示したい旨の申し出がございました。裁判長におかれましては、これまで前任の裁判官が和解に努めてこられた経緯もあるので、直ちに判決ということでなく、あと1回、和解についての話合いの機会をもちたいとの意向が示されまして、10月14日に開かれることとなっております。町としましても、これまで、和解条件については原告と被告双方の主張が大きくかけ離れており、和解の話合いを継続したといたしても、到底和解に至るような状況にないことから、判決をいただきたいとも申し上げてまいりましたが、被告側から最後に和解条件を出されるということで、提示されましたら、その内容を見て参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長

ご意見ございますか。

特に、委員の皆さんに申し上げておきますが、この件についての報告をしていただきましたが、この件については釣り池の業者の方から色々と各議会の議員の方に働きかけがあるんです。和解に応じろとか応じるように話してくれ、とか色々あるように聞きますし、これまでの関係についても私どもの方にもそういう事がありましたのであえて報告をしていただきました。いずれにしましてもこの事については、町側に対応をお任せしていますので、議員として色々ご迷惑をかける事があってはなりませんので、そういった事を十分にご配慮をいただいておきたいという意味で、報告を特にしていただいておりますので、そういった事についてもご理解をいただいておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

理事者側からもないようでございますから、委員の皆さんの方から ございますか。

ございませんか。

色々あるんだろうと思いますけれども、時間が経過をしております ので、ご遠慮いただいているんだろうと思います。議事の進行にご協 力をいただいているという風に理解をいたします。

それではそれらの関係につきましては、またの機会にご発言いただくという事にいたしまして、最後に皆さんのお手元に配布していると思いますが、閉会中の継続審査の申出書について配布をいたしております通り、従来と同じ事でありますけれども、議会手続きを行いたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思います。

なお、県外視察の関係でありますけれども、副委員長と事務局長の 方で十分調整をしていただきまして、お手元に配布いたしました先進 知視察計画書の通り、実施をいたしたいと思いますのでご了承いただ いておきたいと思います。なお、日時につきましては10月7日、8 日の2日間でございますので、あらかじめ日程等についてご調整をい ただいておきたいと、お願いをいたしておきたいと思います。

私の方から以上でございますけれども、その他についてございませんか。

それでは本日の会議の取りまとめ等につきましては、例によりまして正副委員長にご一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最後に閉会に先立ちまして町長からご挨拶をいただいてお きます。

(町長挨拶)

委員長

それでは以上をもちまして、本日の総務常任委員会を終わりたいと 思います。ご協力ありがとうございました。

(午後12時20分 閉会)

Z /I	